

認定革新的技術研究成果活用事業者「Mujin」の 銀行借入に対する債務保証契約を締結

独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：宮川正 本部：東京都港区）は、産業競争力強化法に基づく革新的技術研究成果活用事業の認定事業者である株式会社 Mujin が、認定計画実施のために必要とする資金を金融機関から借入調達するにあたり、借入元本の 50%を保証する契約を締結しましたのでお知らせします。

株式会社 Mujin は、独自のフィジカル AI とデジタルツイン技術を用い、製造・物流現場における、次世代自動化 DX ソリューション事業を展開しています。

今般、中小機構の保証制度を活用し、研究開発等に必要な資金の一部（50 億円）を複数の金融機関が組成したシンジケートローンで調達する契約を締結いたしました。

当社は製造・物流業界の人手不足対応やサプライチェーン全体の生産性向上に寄与するソリューションを提供しており、多くの需要が期待されます。中小機構は、同社の更なる事業の発展を応援します。

【債務保証の概要】

対象となる融資契約締結日	2025年10月28日（火曜）
融資金融機関 (シンジケート方式)	みずほ銀行（アレンジャー） 三井住友信託銀行（アレンジャー） 横浜銀行（アレンジャー） 紀陽銀行（参加行） あおぞら銀行（参加行） 名古屋銀行（参加行） 池田泉州銀行（参加行） 常陽銀行（参加行） 福岡銀行（参加行） 京都銀行（参加行） 七十七銀行（参加行） 西日本シティ銀行（参加行） 八十二銀行（参加行）
融資金額	50 億円
資金使途	ソフトウェア・ハードウェアの研究開発資金等
償還期限	2030年10月31日（木曜）
中小機構の保証割合	借入元本の 50%（25 億円）

<中小機構の債務保証制度について>

中小機構では、各種法令に定められた認定制度に基づく新事業展開や事業再編等に取り組む事業者を対象に、認定を受けた事業計画を実施するために必要となる資金を金融機関から借り入れる際に利用できる債務保証制度を用意しております。利用できる金額・保証割合は制度によって異なりますが、保証限度額は最大で25億円、保証割合は借入元本の最大50%です。

<https://www.smrj.go.jp/sme/funding/guarantee/>

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小・小規模事業者・ベンチャー企業のイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

<本件に関する問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部事業基盤支援課

（担当者：辻井、佐藤、岡）

住所：東京都港区虎ノ門3丁目5番地1号 虎ノ門37森ビル

電話：03-5470-1575（ダイヤルイン）